

はしがき

社会福祉は、私たちの個人の尊厳を保持する手段として大きな役割をもち、福祉従事者には、福祉の担い手として高い人権意識が求められます。しかし、現実の福祉現場では、福祉の根幹である人権への理解は、感情や経験が先行し、人権理論の裏づけは十分とはいえません。曖昧な人権理解では、利用者の人権や権利擁護が不十分になるばかりか、福祉従事者自身の人権保障も不十分になります、結果として質の高い福祉サービスの提供が期待できなくなります。

それゆえ、質の高い福祉サービスの実現には、福祉従事者1人ひとりが憲法理論（人権論）に裏打ちされた正確な知識をもつことが必要です。具体的には「個人の尊厳とは何か」、「基本的人権とは何か」、「自由とは何か」、「自己決定はなぜ必要か」、「自立支援の意義は何か」、「人権の調整はどうするのか」などを自分の頭で考えることができるようになることが求められます。

ところが、従来の人権論は、必ずしも福祉現場を意識したものではないために、福祉従事者にとって現場で直面する人権問題に活用することが容易ではありませんでした。そこで、私は福祉従事者が人権論をできる限り容易に理解でき、自信と安心感と誇りをもって現場で具体的に活用できるようにとの思いから本書を執筆しました。本書は、人権学習の初心者を対象に考えているため、文体は口語体で、法律用語は平易な表現にしています。

本書の内容についてふれておきます。第I部で人権の意義と歴史について記述しています。人権は、私たちの歴史のなかで形成された人類共通の何ものにもかえがたい大切な財産だからです。私たちは、個人の尊厳を守る手段として、人権という人類共通のかけがえのない財産を受け継ぎ、大切に育み、後世に伝えるために、人権の歴史を知らなければなりません。

第II部では、福祉現場と人権問題のかかわりを記述しています。福祉従事者は、利用者の人権尊重を最優先すべきですが、利用者は社会の一員である以上、当然に人権保障には制約があります。利用者と他の利用者の人権調整、利

用者と施設職員との人権調整など、福祉従事者には、精緻で公平・公正な人権調整能力が求められます。もちろん、福祉従事者自身が自分の人権を守ることも大切なことです。この観点から、少しむずかしいかもしれません、「人権調整基準」について学んで欲しいと思います。また、具体的な人権については、福祉現場で問題となる頻度が高い平等権、財産権、生存権について基本的な知識と問題解決の視点を記述しています。加えて、福祉従事者は、利用者の人権・権利擁護の役割を担うため、人権救済手段についての知識が求められます。この点から、裁判所の役割と行政不服申立てについて記述してあります。

第III部では、第I部、第II部で学んだ人権の知識をより具体的に理解するために、社会福祉援助技術のなかでどのように利用するか、施設のリスクマネジメントにどのように対応するかを記述しています。社会福祉援助技術は、人権論の裏づけがあることにより、利用者への援助効果を一層期待することができるようになります。また、人権への視点が施設のリスク回避にとって重要な手段となります。

ところで、法律家の教育には、いかなる事案においても柔軟に対応できる法的思考能力（リーガルマインド）の養成が必要になります。本書の最後では、人権の視点から事例分析能力を養成するために社会福祉事例演習を入れておきました。私はこれをあえて「ソーシャル・リーガルマインド」の養成と呼んでおきます。

最後に、本書の利用法についてふれておきます。本文の内容を自分の頭で具体的に理解するために、知識チェックポイントを作成しました（巻末に解答と説明を一括して掲載しました）。自力で問題を解いていく過程で、自然と「ソーシャル・リーガルマインド」が養成されると思います。また、巻末に資料としてあげた日本国憲法の条文やソーシャルワーカーの倫理綱領にも実際に目を通して下さい。

本書が微力ながらも福祉従事者の人権教育に役立つことを願ってやみません。

2009年1月

山本 克司